

平成16年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ：過去の外部監査に関わる是正措置の状況について】

改善を要する事項	講じた措置												
<p>個別のテーマに関する外部監査の結果及び意見</p> <p>1 17基金について（平成10年度）</p> <p>1-3 外部監査の結果</p> <p>1-3-1 基金全体の運用益を最大にする資金運用体制の確立を</p> <p>運用果実を事業費に活用している基金では、合同預託によって運用益の最大化に努めていても、現状ではその事業費を十分に賄うことができない基金があり、基金のあり方を含め、今後引き続き検討する必要があると考える。</p> <p>「北海道環境保全基金」のようにその運用益が事業費の10%にも満たない基金については、事業費と基金の規模との関係で、検討すべきではないかと考える。</p>	<p>「北海道環境保全基金」の運用益を特定財源として充当する事業は、平成17年度から毎年事業内容と経費を見直し、事業費に対する運用益の充当率の改善を図っており、平成22年度当初予算においては充当率が56.9%まで改善したところで</p> <p>す。</p> <p>今後も毎年、事業内容と経費の見直しを行い、事業費に対する運用益の充当率の上昇に努めて参ります。</p> <table border="1" data-bbox="837 974 1316 1086"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額</th> <th>うち特財</th> <th>充当率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>30,365千円</td> <td>3,000千円</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>11,083千円</td> <td>3,000千円</td> <td>27.1%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	予算額	うち特財	充当率	H16	30,365千円	3,000千円	9.9%	H17	11,083千円	3,000千円	27.1%
年度	予算額	うち特財	充当率										
H16	30,365千円	3,000千円	9.9%										
H17	11,083千円	3,000千円	27.1%										
<p>1-3-2 財政調整基金等の取り崩しで賄われる北海道財政</p> <p>厳しい財政状況の中で、財政調整基金等の残高が平成4年度から減少傾向が続いていることについて、平成11年11月に「財政の中期試算と今後の対処方針」を策定し基金に依存しない財政運営を進めることとする旨の措置が発表されているが、現在の北海道はさらに厳しい財政運営を強いられている。</p> <p>平成13年の「道財政の展望」に基づく満括基金の一部積立保留や積立期間の延長により、当面の積立て不足を回避し、財政調整基金等の取崩しには一定の歯止めは掛かっているが、この影響が将来の財政上大きく負担となる可能性があり、根本的な是正措置とは考えられない。</p>	<p>道としては、平成18年2月策定した、行政改革と財政立て直しを連動して一体的に取り組むため「新たな行財政改革の取組み」を平成20年2月に改訂し、現在、それに沿った諸対策を着実に実行しているところで</p> <p>す。</p> <p>今後の財政運営につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講ずることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。</p> <p>また、歳出平準化対策は、今後の元利償還に支障が生じない範囲内を限度に行うこととしているものの、実質公債費比率が更に上昇すると見込まれますが、道財政の状況を踏まえれば、現時点において、財政健全化団体への転落を回避するため、やむを得ない措置であると考えております。</p> <p>いずれにしても、道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。</p>												
<p>1-3-3 基金会計の活動内容等に関わる成果情報の開示及び公表を</p>													

基金の目的・活動実績や運用結果などの情報開示については、議会に報告し、パンフレットなどにより公表されている。しかしながら、基金の現状をかんがみると北海道の財政状況との関係において、一般会計に繰入れなければならない理由などは開示されておらず、十分な開示とは考えられない。

さらに、開示ということ考えた場合、例えば、土地価格の下落が続く中、また北海道の財政事情により新規の土地購入が控えられる中で、土地開発基金の基金残高として130億円というレベルが必要なのか、もしくは適切なのか等を含めた議論が必要である。したがって、基金の有効な活用という観点からも、このような論点について広報活動を行うことが求められる。

道財政につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講ずることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。

このような中、基金については、道財政の状況を踏まえ、条例に基づき繰戻しの方法や期間などを設定するとともに、基金の運用益見合いを一般会計において措置し、本来の基金の運用に支障を来さない範囲において、財政健全化団体への転落を回避するため、緊急避難的な措置として、活用してきたところです。

道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。

なお、土地開発基金につきましては、北海道土地開発基金について、道における公用地等の先行取得及び北海道土地開発公社への資金の貸付の現況にかんがみ、平成19年8月1日をもって廃止しました。

1-3-4 元本運用型基金の現状

基金運用の一手法として一般会計での繰入運用を行うということは、本来あるべき健全な財政の姿とは考え難く、道民に誤解を生じかねないと懸念される。現在のような基金の資金を当てにしない一般会計の財政運営が求められる。

道財政につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講ずることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。

このような中、基金については、道財政の状況を踏まえ、条例に基づき繰戻しの方法や期間などを設定するとともに、基金の運用益見合いを一般会計において措置し、本来の基金の運用に支障を来さない範囲において、財政健全化団体への転落を回避するため、緊急避難的な措置として、活用してきたところです。

道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。

1-3-5 一般会計の財源調整機能を有する4基金について

財政需要に応ずる財源に充当するなどの目的で設けられている4基金については、厳しい財政運営が続いている中、残高に余裕がなくなっている状況である。このことは将来において、結果として道民にその負担を求めることにもなりかねず、北海道全体として、より一層の効率的、効果的、経済的な財政運営が求められる。また、満括基金についての一部積立保留や基金の積立期間の延長

道としては、平成18年2月策定した、行政改革と財政立て直しを連動して一体的に取り組むため「新たな行財政改革の取組み」を平成20年2月に改訂し、現在、それに沿った諸対策を着実に実行しているところです。

今後の財政運営につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措

は、問題の先送りでしかなく、本質的な解決とはなっていないと考える。

置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講じざることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。

また、歳出平準化対策は、今後の元利償還に支障が生じない範囲内を限度に行うこととしているものの、実質公債費比率が更に上昇すると見込まれますが、道財政の状況を踏まえれば、現時点において、財政健全化団体への転落を回避するため、やむを得ない措置であると考えております。

いずれにしても、道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。

1-3-6 北海道土地開発基金

(4) 先行取得された土地で長期保有となっているものについて早期に活用されるよう指摘されたが、平成16年3月末現在で13件の保有している土地がある。そのうち5件については、その利用がまだ定まっておらず、また他の4件の利用については、その時期が先延ばしとなっている。この状況は、基金の健全性という点から、大いに適正性を欠くものであり早急に対応することが求められる。

北海道土地開発基金について、道における公用地等の先行取得及び北海道土地開発公社への資金の貸付の現況にかんがみ、平成19年8月1日をもって廃止しました。

廃止に伴い、基金で保有していた土地については、譲渡先の部に対し利用計画等のヒアリングを実施した上で道に譲渡し、利用計画に基づき行政財産又は第二種普通財産として管理しております。

1-3-7 北海道地方競馬事業安定基金

平成10年度の前回監査から今回の監査対象である平成15年度まで、競馬事業は每期赤字事業となっており、基金の積み立ては行われていない。競馬法が平成16年6月に改正され、また、道財政立て直しプランの中で北海道地方競馬特別会計に対する借入れは平成17年度をもって廃止決定されており、これらの状況を踏まえ、早急に本基金について競馬事業と一体的にそのあり方について結論を出すべきであると考えます。

ホッカイドウ競馬事業につきましては、赤字を脱却し、競馬事業を安定的に継続するため、平成20年3月に「北海道競馬改革ビジョン」を策定し、これに基づき、現在、道と産地が一体となって平成22年度収支均衡に向けて取り組んでいるところ。平成21年度収支実績が計画どおりの見込みであり、基金についても、ビジョンに基づく取り組みを進める中で対応することとしました。

1-4 外部監査の結果に添えて提出する意見

1 基金の繰替運用について

借金依存体質にある北海道の財政状態から、一般会計として外部から資金調達を行うより基金から借入して資金を調達することの方が資金コストも低くなるとして、さらには基金の運用益の向上に寄与するとして繰入れが行われていると推察でき、この背に腹は代えられない事情は理解できるが、それは北海道の一般会計の財政状況がそれだけ健全でない緊急事態であると理解されるが、早急に基金としての本来の形に戻すために、一般会計から基金に繰り戻すことが望まれる。

道財政につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講じざることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。

このような中、基金については、道財政の状況を踏まえ、条例に基づき繰戻しの方法や期間などを設定するとともに、基金の運用益見合いを一般会計において措置し、本来の基金の運用に支障を来さない範囲において、財政健全化団体への転落を回避するため、緊急避難的な措置として、活用してきたところです。

	<p>道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。</p>
<p>2 道財政立て直しプランとの関係について</p> <p>道財政立て直しプランは、平成17年度から平成26年度までの10カ年の計画であり、その最終目的は極力「道債に依存しない財政構造」を構築することであるとされているが、その目標達成までには収支不足が予想されるため、その穴埋め策として財政健全化債と基金の活用を行うこととしている。</p> <p>収支不足の穴埋め手段として基金を活用するような財政運営が望ましいはずはなく、北海道として更なる歳出削減等の施策の立案及びその実行が強く望まれる。</p>	<p>道としては、平成18年2月策定した、行政改革と財政立て直しを連動して一体的に取り組むため「新たな行財政改革の取組み」を平成20年2月に改訂し、現在、それに沿った諸対策を着実に実行しているところです。</p> <p>今後の財政運営につきましては、概ね収支の均衡が図られる財政運営を進めながら、財政再建団体への転落を回避するため、人件費の独自縮減措置や投資的経費の計画的な縮減などを内容とした「新たな収支対策」に加え、歳出平準化対策を講じることとしておりますが、こうした様々な対策を講ずることを前提としても、なお、収支不足額の解消が図れないという、極めて厳しい見通しにあります。</p> <p>なお、行政改革推進債を含む新規道債の発行額につきましては、「新たな収支対策」を着実に実施することにより、その逓減を図ることとしております。</p> <p>いずれにしても、道としては、できるだけ早期に持続可能な行財政構造の確立が図られるよう、今後とも最大限取り組んで参る考えであります。</p>
<p>3 基金運用体制の確立について</p> <p>合同預託という形でそれぞれの基金が協力して運用益の最大化を図っていることは、一定の評価はできるが、監査人の意図は、合同預託という形のみを求めているものではなく、最大の運用益を確保するためには、基金全体についてその運用面において総合的に管理することが有効であると考えていると推察される。</p> <p>資金運用という業務は、相当高度の技術的能力が要求されるため、金融機関経験者等の適任者の設置及び金融に関する研修による人材の育成に努めるなど、引き続き検討を行うことが期待される。</p>	<p>平成18年に、資金の運用・調達に関することに対応するため資金グループを設置し、金融機関経験者の主幹を配し、各基金の運用について管理・アドバイスをしております。</p> <p>また、基金の運用については安全性の確保を前提に、債券も運用対象とした入札を行い、最大の利回りを確保できるよう務めております。</p>
<p>2 北海道地方競馬特別会計について（平成10年度）</p> <p>2-3 外部監査の結果</p> <p>2-3-1 ホッカイドウ競馬事業のあり方及び今後の方向性について検討を</p> <p>平成13年度からの5年間で赤字脱却を目指すことを目標とし、実際に平成15年度では、経費削減やミニ場外発売所増設などで収益増加策を打ち立てることで赤字額を減少させているが、売上減少の具体的な原因が判明しない状態が継続し、様々な方策も抜本的な売上回復の手立てとはならず、平成18年度において収支が均衡するための具体的な方策や計画は作成されていない。</p> <p>現在、「平成18年度以降の運営改善の内容（中</p>	<p>ホッカイドウ競馬事業につきましては、赤字を脱却し、競馬事業を安定的に継続するため、平成20年3月に「北海道競馬改革ビジョン」を策定し、これに基づき、現在、道と産地が一体となって平成22年度収支均衡に向けて取り組むこととしており、長期借入金の利息等についてもこの取り組みの中で対応して参ることとしております。</p>

長期的な取組・収支予測)」を作成し、北海道地方競馬運営委員会において、「産地競馬」としてのホッカイドウ競馬の位置付けや馬産地の地域振興策等を含めて論議を行い、一定の意見を取りまとめた上で北海道としての意見としたい考えであるが、「道財政立て直しプラン」により決められた平成18年度における一般会計からの借入廃止が実現するの否か、今後の見通し及びその妥当性について道民に明解に説明する必要がある。

また、一般会計からの長期借入金の利息（累計額、465,355,488円）については、是正措置の中で、北海道との約定において黒字化が図られるまで免除するとあるが、実際はその年度の支払を単に猶予されているだけの状況である。

2-3-2 北海道地方競馬特別会計に係るアカウントビリティの充実を

現在、北海道地方競馬特別会計関係については、北海道のホームページで一定の情報について公表されている。しかしながら、道民の理解を得るため、アカウントビリティの意味する説明能力を確保するために、他の地方競馬事業の情報公開の状況も踏まえたより積極的な取組も必要ではないかと考える。

北海道地方競馬特別会計に関する公開情報は、道HPにおいて公表しておりますが、北海道地方競馬運営委員会の開催概要などホッカイドウ競馬の運営に関する議論の積極かつ迅速な公表に努めております。また、ホッカイドウ競馬に関する情報は、平成20年度にHPの改修により内容を充実し、使用者ニーズに対応した情報の提供を図っております。

2-3-3 一部事務組合方式による事業経営の検討について

一部事務組合への移行は、単年度収支均衡が原則であり、今後検討することとされているが、現状の赤字が継続している状況においては、その条件が整っておらず、検討は行われていない。

競馬法の改正により事業経営形態の選択肢が増えたため、この一部事務組合方式を検討した当時とは状況に大きな変化があり、幅広い選択を行うことができるようになっており、競馬事業の収支見込とその経営形態の選択について、検討を進めるべきであると考えます。

道営競馬の経営方法につきましては、「北海道競馬改革ビジョン」策定にあたって検討を行い、産地が持つ馬資源や競馬のノウハウなどを競馬開催に最大限発揮させ、売上拡大と経費削減を図ることが必要とされたことから、競走実施公益法人である(社)北海道軽種馬振興公社に平成21年度から「競馬の実施に関する事務」を委託することとしました。

2-3-4 問題先送りしている一般会計からの借入金及び借入金利子について

前回監査からすでに5年が経過し借入金も累計で増加の一途であるという現実を踏まえ、借入の廃止のみならずその処理について決定すべき時期がきているのではないかと考えられる。地方競馬の主目的が財政競馬である点を踏まえ、借入金の返済の可能性ばかりではなく、借入金の利子の処理についても当年度の支払を猶予するだけでなく、最終的な処理についても検討すべきであると考えます。

ホッカイドウ競馬事業につきましては、赤字を脱却し、競馬事業を安定的に継続するため、平成20年3月に「北海道競馬改革ビジョン」を策定し、これに基づき、現在、道と産地が一体となって平成22年度収支均衡に向けて取り組むこととしており、長期借入金の利息等についてもこの取り組みの中で対応して参ることとしております。

2-3-6 業務管理を徹底するためにも予算・実績管理が重要

平成12年度から以後毎年度において収入や費用の分析を行い、翌年度にその分析結果を反映するための予算作りを行っている。その中で、売上増

平成20年3月に策定した「北海道競馬改革ビジョン」において、平成22年度までの収支見通しを作成しており、平成23年度以降の検討にあって

加のため新規場外売り場の設置コストなどがかかるのはやむを得ない点と理解できるが、そのような場合でも、長期的効果が期待できるような投資効果の比較検討を行うためには中長期的な収支計画が必要であり検証作業を積極的に行うべきである。

は、ビジョンの収支見通し結果等について、十分に検証等を行いながら対応してまいります。

2-3-8 本場別、場外売り場別等の収支管理によって事業管理の充実化を図る

本場のみでの販売だけでは、収支上赤字は避けられず、売上げ及び利益を増加させるには販売網を拡大するための場外発売所の必要が認められる。特に、ランニングコストが掛からないミニ場外発売所を増設することにより利益増加を図ることも理解できる。しかしこれまでの実績から、本場の赤字を回収するためにはかなりの数の場外発売所が必要である一方、売上増加の基本的な要因として魅力のある競馬の開催ができなければならないと考えられる。

ホッカイドウ競馬事業につきましては、赤字を脱却し、競馬事業を安定的に継続するため、平成20年3月に「北海道競馬改革ビジョン」を策定し、これに基づき、現在、道と産地が一体となって平成22年度収支均衡に向けて取り組んでおります。場外発売所については、平成21年度に3箇所開設し、道内18箇所となっており、重賞レースの充実等による魅力ある番組編成及びスポーツ紙等掲載情報の充実、ファンサービス実施などによるホッカイドウ競馬の魅力のPRに努めております。

また、他の県の状況でもわかるように現在の経済状況下では、おおむね競馬事業は赤字であり、大衆の競馬への興味は大いに減少していることに異論は少ないと思われ、人気作りは非常に重要である。

2-3-12 競馬輸送費補助金について

前回監査では、競走馬について、札幌競馬場への輸送費と札幌滞在によるコストの比較を求め、札幌競馬場については、施設設備の減免措置があることから、滞在する方にコスト面で優位性があるのではないかという指摘があった。しかし、これに対して平成17年度における競馬事務所の試算資料によると、輸送と在厩の比較では、輸送の方が競走馬の輸送費用に関わるコストは4割近く多く掛かるが、一方施設に支払う委託料及び水道光熱費が約半額で済み、結果的に約4千万円節約できるとのことで、輸送を継続している。

平成21年12月の地方競馬運営委員会における「平成22年度の収支均衡を達成するため、経費削減の一環として、札幌開催を休止すること」との意見を踏まえ、平成22年度は札幌開催を休止することとしました。

今後も、経費の見直しを含め、有利な方法を選択できるよう、定期的にコストの検証が行われることが求められる。

2-3-13 社団法人北海道軽種馬振興公社について

トレーニングセンター機能は北海道競馬の中核の機能であることは、一大馬産地という特色から明らかである。このために設備の整備が期待されるが、財政的要因により、設備の拡充は当面難しいため、平成15年度に認定厩舎制を導入したところである。

平成20年3月に策定した「北海道競馬改革ビジョン」による門別競馬場の本場化がH21年より実施されるに当たり、トレーニングセンター機能に関しては、門別競馬場（トレーニングセンター）に道が設置している馬房約780、調教師自らが設置している調整馬房及び仮設馬房約190、合計970の馬房で対応することとしました。

しかしながらこの制度の導入後であっても、適格な民間牧場に限りがあるため、現在の規模である800の馬房では足りない状態が続いている。

競馬の資質向上には欠かせないトレーニングセンターの経営には、財政上の制限も大きいですが、軽種馬産業振興という面でも積極的に取り組まなければならないものと考えます。

退職給与引当金について

前回監査で指摘事項となっている退職給与引当金の引当不足については是正されておらず、平成15年度においても引当金計上不足額が発生している。また、不足額の支払については管理事業費及び振興管理費の科目を流用して支払われていた。

これまで発生した退職金については、退職者が出るたびに、あらかじめ道の予算措置でその都度賄われてきたため、支給できないという事態はこれまで発生しなかったことから、引当不足については是正措置は取られてこなかったものと思われる。

しかしながら、実際は、北海道が将来において確定的に退職債務を負担することの保証はなく、場合によっては、他の予算費目から（許された範囲での）流用をして充当する場合もある。これは、退職金を退職金として北海道が必ず負担することとは言えず、したがって公社は、退職金を規定に準拠して引当計上することが、公益法人会計上の必要な処理である。

公益法人を管理監督する立場である北海道が、当公社のように公益性の高い事業を行っている公益法人に対して、適正な公益法人会計の適用を指導されることが求められる。

（社）北海道軽種馬振興公社については、平成21年から「新たな公益法人会計制度」を適用するとともに、道営競馬に関する「競馬に実施に関する事務」の受託者となるため、適正・健全な会計が確保されるよう平成21年度から3カ年で退職手当引当金不足分を積み立てることとしております。

固定資産の減価償却について

公社は簿価55億円の減価償却資産を有しているにもかかわらず、前回監査後、減価償却は行われておらず、平成15年度まで減価償却相当額の積立は行われていない。前回監査の指摘に従った適正処理が行われる必要があり、現在の状況は改善すべきである。

平成23年3月に策定した「北海道競馬推進プラン」において、平成25年から2億円の収益を見込んでいることから、収益の発生に伴い、検討を進めます。

2-4 外部監査の結果に添えて提出する意見

2-4-1 競馬事業の存続の可能性について

競馬事業の存廃を決定するための基本的な考え方、すなわちこれからも財政競馬という点で判断するのか、それとも産業振興競馬として位置づけ、道費の投入を継続するのかを明らかにし、これらについて道民の理解を得なければならない。

ホッカイドウ競馬事業につきましては、赤字を脱却し、競馬事業を安定的に継続するため、平成20年3月に「北海道競馬改革ビジョン」を策定し、これに基づき、現在、道と産地が一体となって平成22年度収支均衡に向けて取り組むこととしており、仮にこのビジョンの見通しが破綻する場合は、競馬事業を廃止することを基本としております。

2-4-2 北海道軽種馬振興公社について

民間での認定厩舎制度は、北海道が全国に先駆けて行った画期的な制度として注目され、競馬事業の全体的なコスト削減に役立つものと考えられており、産駒等の馬取引の多様化などを考慮すると、トレーニングセンター事業の今後の展開について費用対効果を見極めながら更に検討されることが求められる。

また、競馬開催の受託事業である補助事業は、公社が競馬開催の専門職としての役割を担っているとされるが、事業の内容によっては、民間に委

本年度、平成23年度以降のホッカイドウ競馬のあり方（中期見通し）について検討することとしており、トレーニングセンター事業の今後の展開については、費用対効果の見極めを含め、この検討の中で対応することとしました。

また、競馬の開催につきましては、平成20年3月に策定した「北海道競馬改革ビジョン」に従い、産地が持つ馬資源や競馬のノウハウなどを競馬開催に最大限発揮させ、売上拡大と経費削減を図るため、競走実施公益法人である（社）北海道軽種馬

<p>託できる可能性はないかについて検討し、委託によりコスト削減が図られるのであれば、最大限委託することが望まれる。</p>	<p>振興公社に平成21年度から「競馬の実施に関する事務」を委託することとしました。</p>
<p>3 道立病院事業会計について（平成11年度） 3-3 外部監査の結果 3-3-1 一般会計負担金及び長期借入金の資金的精算について 長期借入金の精算に係る資金充当は、言わば、病院事業会計の余剰資金の解消と、北海道の財政負担の軽減にその目的があると考えられるが、収支改善の結果である面と、手持ち資金の取り崩しによる面とがある。 そもそも現在の病院事業会計における必要手元資金はいくらが適正であるのか。 たしかに病院事業収支は、改善傾向が見受けられるものの、依然、多額な財政的負担に依存している状況にあり、病院事業会計として、手元資金に30億円もの残高（平成15年度末で34億円の現預金残高）が必要であるのか検討を要する。今後、資金効率の最大化の観点より病院事業会計における適正な資金残高の明確化が望まれる。</p>	<p>道立病院においては、平成17年度から月々の診療報酬等の収入と資金需要の動向を把握することにより収支予定を作成し、他会計負担金や長期借入金の適切な受入れを図っているところです。 この結果、平成20年度末におけるおける手元現金残高は18億円となっており、今後も、より詳細な収支状況の把握に努め、手元資金の適正な必要額を明確にし、適切に管理していきます。</p>
<p>3-3-4 医療材料関係 平成11年度と比較して平均使用効率はほとんど変化がないように思われるが、この間、薬価基準が平成12年度と平成14年度に、それぞれ7.0%、6.3%引き下げられている点を考慮すると平均的な使用効率の改善傾向は見受けられる。また、道立病院全体で比較すると、全国自治体病院の平均医療材料使用効率と比べても遜色のない使用効率となっている。 しかしながら、前回監査時点と同様、病院間における使用効率には、いまだ格差が見受けられ、その原因を把握するとともに、改善に努めることが必要である。</p>	<p>病院間における医療材料使用効率の格差は、診療科や患者数など病院それぞれの特性が違いためにも生じるものでありますが、今後とも、医療材料の廉価購入の取組みや適切な在庫管理に努めるなど、各病院毎の使用効率の改善に努めて参ります。</p>
<p>3-3-6 医業未収金関係 年々未収金は増加しており、収入に対する残高比率も上昇している。未収金管理のために、例えば、病院管理室において定期的に未収金の状況を把握し、指導を強化する等、現状の方法以外の何らかの管理方法を早急に検討し、過年度未収金残高の削減に努め、医業未収金の拡大に歯止めをかける必要がある。</p>	<p>道立病院においては、平成14年度から年2回「診療費未納整理強化月間」を設け、集中的に未収金の回収に取り組んでいるところあり、道立病院管理局においても各道立病院の未収金の回収状況を把握しており、平成19年10月からは「個人分医業未収金法的措置実施要領」を策定し、悪質なものについて法的措置を実施しております。 また、未収金の発生防止についても、平成19年4月から医療費預り金制度を導入し、取組みを強化しているところです。</p>
<p>3-3-8 監査結果のまとめ 前回監査において指摘された事項に関して、講じた措置の状況の公表がなされていない。早急な公表が望まれる。</p>	<p>平成17年度次の ~ のとおり公表を行いました。</p>
<p>苫小牧病院の設備投資回収のための施設の有効利用に関する検討の必要性</p>	<p>道のSARS対策行動計画においては、SARS患者が発生した場合、道内の第二種感染症指定</p>

	<p>医療機関に優先的に入院させることとしています。しかし、万一これらの医療機関の収容能力を超えた場合、その入院先を確保する必要があることから、平成15年度に、患者受入れのために病棟の必要最小限の施設改修を実施し、施設の有効活用を図りました。</p>
<p>音更リハビリテーションセンターの一般会計による運営の検討</p>	<p>緑ヶ丘病院に併設している音更リハビリテーションセンターは、精神医療の確保と精神障害者の社会復帰を一体的に図る考え方から、指示命令系統の明確化や運営面の効率化などを踏まえ、病院事業会計で運営することとしたものです。</p> <p>平成15年3月に改訂した「北海道病院事業経営計画」においても、こうした経過を十分踏まえ、引き続き病院事業会計において、地域リハビリテーションの拡充強化に努めることとしているところです。</p>
<p>苫小牧結核病院運営費算定のため、一般医療と結核病院運営経費を区分し、負担部分を峻別する必要がある。今後、より精緻に診療科別部門別原価計算を行うことができるシステムの整備が望まれる点</p>	<p>平成15年3月に改訂した「北海道病院事業経営計画」において、次のとおり定めたところです。</p> <p>合理的、効率的な運営を行ってもなお、発生すると見込まれる欠損金については、必要な繰出基準の見直しにより、その解消に努める。</p> <p>地域センター病院については、地域における適正な医療の確保を図る観点で設置した不採算な診療科もあることから、経営管理システム等による診療科ごとの経営分析を踏まえて、繰出基準の見直しを検討する。</p>
<p>共済組合追加費用は、病院事業収益とは対応関係にないため、正しい医業損益算定のためには、営業外損益又は特別損益で表示すべき。</p>	<p>平成15年2月に実施した調査では、一般会計で予算措置している3県を除くすべての都府県において道と同様の計上方法を採用しているところであり、経営戦略を講じる上で、他の都府県との比較は重要な要素であることから、現状の計上方法とすることとしました。</p>
<p>病院事業管理費は、病院事業収入で賄われるべき原価であるので、各病院に適正配分した上で、負担金を算定する方法の検討</p>	<p>平成15年3月に改訂した「北海道病院事業経営計画」において、繰出基準の見直しを検討すると定めたところであり、関係部と協議していく中で算定方法を決定してまいります。</p>
<p>地域センター病院に対する一般会計負担金算定における自治省（当時）基準又は道基準による負担金繰入の検討</p>	<p>平成15年3月に改訂した「北海道病院事業経営計画」において、「地域センター病院については、地域における適正な医療の確保を図る観点で設置した不採算な診療科もあることから、経営管理システム等による診療科ごとの経営分析を踏まえて、繰出基準の見直しを検討する。」と定めたところであり、計画に基づき関係部と協議してまいります。</p>
<p>一般会計負担金配分額算定における業績の反映方法等導入の検討</p>	<p>補正予算については、平成17年以降5定補正で決定されているところであり、従前よりも当該年度の収支予測に係る実績値の把握が可能となったことから、これらの数値等を十分に分析・活用した収支予測となっており、決算においては、一般会計負担金との差額が少額となっているところで</p>

	す。
3条負担金の医業収支に対する部分と医業外費用に対する部分の区分計上による収支対応関係の明確化	平成15年2月に実施した調査では、32の都府県で道と同じく医業外収益に全て計上しています。 また、区分計上している県においても、区分する費用が同一でない状況にあります。経営戦略を講じる上で、他の都府県との比較は重要な要素であることから、現状の計上方法とすることとしました。
各病院の診療科別部門別損益の把握、分析が行われていない点	経営管理システムについては、平成16年度から運用を開始しました。 また、各病院の収益の状況等については、平成19年度から平成20年度にかけて行った医事会計システムの更新に併せて、迅速に各病院の状況を把握できる体制を整えました。 さらに、平成20年6月から、病院ごとの患者数と収益、主な費用、医師の動向、経営分析等を取りまとめることとしました。
各病院における月次収支の把握が行われていない点	経営管理システムについては、平成16年度から運用を開始しました。 また、各病院の収益の状況等については、平成19年度から平成20年度にかけて行った医事会計システムの更新に併せて、迅速に各病院の状況を把握できる体制を整えました。 さらに、平成20年6月から、病院ごとの患者数と収益、主な費用、医師の動向、経営分析等を取りまとめることとしました。
長期嘱託医に対する滞在旅費支給の取扱いの再検討	滞在旅費については、医師確保の観点から支給してきたものですが、現在においても医師確保に関する状況が改善されていないことから、現行の取扱いを継続することとしました。 なお、長期嘱託医については、平成16年度から平成17年度にかけて、正職員枠への振替を行っております。（本人が正職員枠への振替を希望しなかった場合や数ヶ月単位での交替制勤務の場合等を除く。）
院内保育業務における委託契約の際の留意事項について	院内保育所管理運営業務委託料については、受託業者との継続的な協議を実施し、管理運営費等の削減により委託契約額の削減を図ってきたところです。 今後も各院内保育所の運営状況や保育サービスの提供条件等の分析を進め、院内保育所のあり方について検討を行い、必要な見直しを行うこととしています。
固定資産の現物管理の徹底について	固定資産管理システムの稼働に伴い、平成14年12月に「固定資産台帳調整要領」、「北海道病院事業固定資産事務電算処理要領」など関係規程を改正し、「器械備品管理票」を新たに決めました。
向陽ヶ丘病院CT機器の稼働状況と投資額に対する経済的効果の測定	高額医療機器の整備及び更新に当たっては、整備計画を定め行っているところですが、投下資金

	と収益を十分比較対照し、整備年度、導入機種、設置病院等を定めるとともに、随時見直して参ります。
減価償却の開始時期について	<p>減価償却費については、次の理由などから従前どおり準則に従った計上方法としました。</p> <p>他の費用と異なり、数量的に把握できるものではなく、期間損益の要請に基づく推定計算によるものであること。</p> <p>月割りで行ったとしても、耐用年数終了後の翌年度に、必ず減価償却残余分を計上しなければならないこと。</p> <p>固定資産の更新等恒常的に再投資が行われていることから、平準化が一定程度図られていること。</p> <p>全国的に同様の理由等から、減価償却費を月割りで計上しているのは2県に過ぎず、経営状況の比較が適切に行えないこと。</p>
<p>3-4 外部監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>道民の福祉という行政目的から、効率性や収益性のみを追求することが難しい事業であることは十分に理解できるが、道は、北海道病院事業経営計画において、「権限と責任を明らかにした経営体制の確立に当たっては、地方公営企業法の全部適用や、国において検討を進めている地方独立行政法人制度の動向も見極めながら、引き続き調査研究を行います。」としており、これからの病院事業のあり方についての、今後のさらなる検討に期待したい。</p>	<p>病院事業のあり方等については、平成20年3月に策定した「北海道病院事業改革プラン」において、経営改善に向けて、より一層取り組むとともに、経営形態に踏み込んだ抜本的な見直しを行うこととしており、引き続き経営改善等に向けて取り組んで参ります。</p>
<p>4 土地信託について（平成12年度）</p> <p>4-3 外部監査の結果</p> <p>4-3-4 情報公開について</p> <p>「土地信託の事務処理状況に関する書類」（地方自治法第243条の3で定められ、信託について議会に報告する書類）そのものについては、ホームページ上で公開していないため、これについても道民に対し公開することが望まれる。</p>	<p>道民に対する情報公開については、北海道の公式ホームページ中の総務部総務課のページにおいて、議会に提出する「土地信託の事務処理状況に関する書類」と同様の「事業報告書」及び「事業計画」を平成20年度より公開したところですが、引き続き、道民に対する情報公開に努めて参ります。</p>
<p>4-3-5 土地信託事業の管理及び運営について</p> <p>1 空室に対する入居者確保について</p> <p>良好な水準の入居率といえども3室の空室がある。今後においても、なお一層入居者の確保に努めるべきである。</p>	<p>空室の解消については、平成19年度から、大きなフロア面積を希望するテナントへ対応するための館内移転等の取組みを行っており、その結果平成20年度末の入居率については90%（札幌市内ビジネス地区平均入居率90%）となっております。</p> <p>今後とも、市場や経済動向を踏まえながら、行政機関に隣接している等の立地特性を活かし、引き続きテナント誘致の強化と入居者の確保に努めて参ります。</p>
2 委託業務について	

<p>委託料の見直しについては、入居者で構成される管理組合が主導的な役割を担っていることから、交渉するに当たって困難な事情もあるとのことであるが、今後も引き続き検討していくべきである。</p>	<p>管理業務委託費については、管理サービス水準の維持を図りながら、管理内容の効率化と管理体制の合理化による委託料の見直しを実施することにより、平成17年度の管理費を前年度実績と比較して15%の引き下げを実施しました。 今後とも、修繕費等のへの対応も含め、引き続き検討して参ります。</p>
<p>4-3-6 監査結果のまとめ 1 収益の最大化 土地信託事業は、信託の配当が最大化することにより北海道財政へ寄与するという効果が最大となるものである。そのためには、土地信託事業の利益を最大化することが必要であり、入居者の確保、委託業務の見直し等を含め、今後とも継続して、事業収支の改善に寄与する方策を検討し改善努力を行うべきである。</p>	<p>土地信託事業の見直しについては、平成17年度に、委託先のみずほ信託銀行から、見直し当時における経済情勢や今後の景気動向を踏まえて策定された修正事業計画の提出を受けており、信託事業の適切な推進管理に努めて参ります。</p>
<p>4-4 外部監査の結果に添えて提出する意見 4-4-2 借入金利率について 日本政策投資銀行からの借入については、利率が年4.825%と5.625%という現在の金利情勢から見ると非常に高い水準の固定金利となっている。日本政策投資銀行は政府系の金融機関であるため、借入期間中途における契約変更等については違約金等の問題が出てくると思われるが、金利負担が土地信託事業の収支に与える影響は決して小さいものではないことから、何らかの方策がないか検討してみる価値はあるものと考えられる。</p>	<p>日本政策投資銀行からの借入金の借換えに関しては、平成20年9月11日に違約金の免除若しくは減免は行わない旨の回答を得ており、これにより多額の違約金が発生するという問題が確実となったことから、現在の金利で償還せざるを得ない状況ではありますが、引き続き、道及びみずほ信託銀行双方で必要な情報収集に努め、違約金の免除若しくは減額の実現に向けて可能な限りの交渉を行っていくこととします。</p>
<p>5 道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務（平成12年度） 5-3 外部監査の結果 5-3-8 監査結果のまとめ 1 道有林野事業の費用対効果 北海道の厳しい財政事情の下で、道民にとっての貴重な財産である道有林を整備・管理していくに当たっては、常に費用対効果を考慮しながら事業を進めていくことが求められ、また定期的な検証制度の確立も望まれる。</p>	<p>道有林の整備・管理に関する費用対効果とその検証については、16年度から道有林野事業評価や河川濁度調査を実施するとともに、平成20年度からはフルコストで政策評価を実施し、その結果を道民に分かりやすく説明を行っております。 今後とも、これらの評価結果等を踏まえ、効率的な事業執行に努めて参ります。</p>
<p>2 情報公開の充実 北海道水産林務部のホームページにおいて道有林野事業の活動内容そのものについては非常に分かりやすい表現で公開されているが、道有林野事業に係る財務の全体像については公開されていない。費用対効果の検証結果なども含め、今後道民の理解を得るためにも財務的な情報についても公開が望まれる。</p>	<p>平成16年度から、道有林に関する過去3年間の財務状況を道有林課のホームページへ掲載するとともに、各種評価による費用対効果の検証結果等についてもホームページに公開しております。 今後とも、道有林野事業に関する情報公開に努め、道民理解の促進が図られるよう取り組んで参ります。</p>
<p>3 公社の分収育林事業 分収育林事業の管理費用が、森林を適正に維持管理する上で必要な経費であるとしても、この管</p>	<p>木材の販売価格が低迷しているため、事業の収益性の改善が進んでいませんが、引き続き、公社の持ち出し負担を極力軽減するため、平成16年度</p>

<p>理費用は本来収入により賄われるべきであり、公社が持ち出し負担している額は、今後も極力減少させる方策を継続することが求められる。</p>	<p>から分収育林地管理費の節減を図るとともに、分収木を有利な価格で販売するための市況の把握や適期販売などの営業活動の強化を図っており、引き続き公社負担の軽減に向けた取り組みを行って参ります。</p>
<p>5-4 外部監査の結果に添えて提出する意見 2 公有林整備事業債に関する考察 650億円以上の公有林整備事業債は次世代への負の遺産であり、一般会計に組み入れられた現在において、将来この償還を担う世代にその意義を正確に認識してもらえるように、今後の公有林整備事業債の発行については、慎重に検討する必要があると考える。</p>	<p>森林の持つ多面的機能を発揮するためには、維持造成等の整備が必要ですが、低コストな施業方法の検討や事業の集約化、業務の委託化による効率化を進め、事業費の削減を図るとともに、新たな森林整備債の発行も含めその財源については、平成14年度の一般会計移管時から、全庁的な財源の枠組みの中で総合的に検討しております。</p>
<p>6 財団法人北海道農業開発公社及びこれに係る北海道の財務（平成13年度） 6-3 外部監査の結果 6-3-2 事業実施手続き 1 農業経営活性化特別対策事業（特別会計） 前回監査において、農業経営活性化対策事業については新たな引受けは行わないこととしたため、特別会計に計上されている地域活性化資金運用預け金及び地域活性化資金の取扱いについて関係機関と協議の上、処理を行うよう指摘されていたが、関係機関との協議がまだ継続中ということでは是正されていない。</p>	<p>農業経営活性化特別対策事業について、関係機関と協議の結果、7件中1件を平成21年度を以て解約することとし、残余の案件については、来年度解約要請を行い、農業経営活性化特別対策事業（特別会計）の処理を行うこととしております。</p>
<p>6-3-3 その他の会計処理 5 委託先及び購入先の選定方法 取引の透明性をより高めるために、個々の取引にとどまらず、全体的な取引状況も考慮し、公社全体として中立的かつ公平な観点から検証できるようにするため、外部の専門家による監査を継続的に実施することが望まれる。</p>	<p>委託先・購入先の選定に当たっては、平成15年から外部監査制度を導入するとともに、決定書等における見積もり先選定の根拠や理由等の明確化や、平成17年には固定資産管理規程及びリ・ス資産の取扱いなどの関係規程等を整備し、透明性・競争性の確保を図りました。 また、公正で競争性の高い公社事業を実施するため、平成18年度に入札制度改善行動計画を策定し、段階的に一般競争入札等に取組むとともに、21年度には外部委員による入札監視委員会を設置し、契約等の透明性の確保を図りました。</p>
<p>6-4 外部監査の結果に添えて提出する意見 6-4-1 公社はより高度な内部統制システムの構築を 公社はより高度な内部統制システムの構築を 前回監査の指摘事項を受けて業務プロセスの見直しや諸規程の整備が行われたことは高く評価されるべきものであるが、内部統制システムが有効に機能するためには、制度の確立、個々の手続の遵守、個々の意思決定手続の証拠の保存、それらの検証手続及び全体的な手続の見直しが行われることが要件である。 法令遵守はもちろんのこと効率性及び有効性のある内部統制システムが構築・運用され、この内部統制システムが外部の監査により検証を受ける</p>	<p>内部統制システムについては、前回監査の指摘事項を受けて、業務プロセスの見直しや諸規程の整備を実施したところですが、このシステムを有効に機能させるため、個々の手続の遵守、個々の意思決定手続の証拠の保存に関する職場研修を整備しました。また、それらの検証手続については、毎年、外部の専門家による監査を実施し、定期的に委員会による審議、現地調査を実施しています。</p>

<p>ことで信頼性の高い公益法人の運営が担保されるものとする。</p>	
<p>6-4-2 北海道の管理責任について</p> <p>現在の会社の財務諸表において内部留保額に含まれている勘定科目の中には、引当金の性格をおびたものも含まれている可能性があり、外部の監査人において内容を吟味され正しい科目分類とされることが期待される。</p> <p>また、北海道農政部においては指導監督すべき立場にあり、このような状況について、その基礎となる会計処理の方法も含め、早期に是正されるよう指導を行うことを求める。</p>	<p>会社の会計については、平成16年度から公益法人会計基準に、平成18年度からは新たな会計基準に基づき、会計監査人の監査も受け処理をしております。</p> <p>また、公益法人に対する指導監督については、平成20年度から総務部に一元化し、全庁統一の基準により指導監督を行うこととしました。</p> <p>今後とも、内部留保の適切な水準の維持や、科目の見直し、公益事業における有効活用について指導して参ります。</p>
<p>6-4-2 会社の自主事業展開について</p> <p>会社は、これまで行政補完型団体の公益法人として規模が拡大してきた経緯があるが、道財政立て直しプランによって補助金等が減少傾向となる状況下で、自ら「チャレンジ・ニューブランド運動」という自主事業を立ち上げ自立への道を模索している。</p> <p>一方、北海道は、会社の効率的な執行体制を目指して、会社に関して経営の効率化を進めている。このような中で、会社が北海道の関与団体であり続けるとしても、これまでの行政補完型団体としての性格は、変わりつつあるのではないかと思料され、北海道として、会社の持つ行政補完機能のあり方について道民に広く情報開示していくことが望まれる。</p>	<p>北海道農業開発公社は、道の農地集積対策や担い手育成施策等の一環である農地保有合理化事業や担い手育成センター事業を実施主体として取り組むほか、道の補助を受け飼料基盤や畜産施設の整備などの畜産公共事業を実施をしております。</p> <p>また、会社のこれまでの知見を活用し、土層改良、排水改善、畜産環境保全を図るための低コストで効果的な農業機械や施工技術の開発を会社単独又は道立農試や(独)農研機構などの共同研究により実施しております。これらの会社の事業については、その内容については平成14年度からホームページに掲載し広く道民に周知するとともに、農協等向けにパンフレットを作成するなど広く情報開示に努めており、今後とも道民の理解を得ながら、効果的・効率的に実施していくこととしております。</p>
<p>6-4-3 農地流動化事業の資金について</p> <p>会社が農地保有合理化法人として農地保有合理化事業の実施に伴い保有する農地は、年々増加している状態である。</p> <p>農地の流動化という目的のため、現在、会社が独自に調達した資金の利息を北海道が補填しているが、その総額は平成15年度で4億円強となっている。</p> <p>会社が調達している資金に関し、その調達先や方法について、いろいろな角度から検討を加えることにより、北海道の財政負担を軽減する可能性もあると考える。</p> <p>北海道は積極的にその資金状況の詳細についても検討し、事業のあり方を含め、効率的な事業の運営が期待される。</p>	<p>道及び農業団体等と道公社の農地買入資金の調達先や方法等を検討した結果、借入金利を見直すこととし、平成17年度から、5年タイプ2.1%、10年タイプ2.5%の金利を適用して事業を実施し、更に平成19年度実施分から、(社)全国農地保有合理化協会の無利子貸付を活用し、北海道の財政負担の軽減を図っています。</p> <p>また、平成22年度からは農地保有合理化事業に対する道の利子補給措置を廃止することとしました。</p> <p>「平成19年3月30日 18経営第7675号農林水産事次官通知 担い手支援農地保有合理化事業実施要綱 第7項による」</p>
<p>7 北海道電気事業会計、北海道工業用水道事業会計、財団法人北海道公営企業振興協会及びこれに係る北海道の財務(平成14年度)</p> <p>7-3 外部監査の結果</p> <p>7-3-2 電気事業について</p> <p>1 中古資産の耐用年数について</p> <p>過年度償却不足額を今後の料金収入より回収さ</p>	

れることは明確にされていない。規則によると固定資産の減価償却費は料金収入によって回収することになっており、次回以降の料金交渉時に今回処理した償却不足額について考慮し改定されることが求められる。

清水沢発電所と滝の上発電所に係る特別損失については、特別損失計上後の直近の料金見直し時期である平成18年度に不足分を料金参入し、平成21年度までに回収しました。

2 修繕引当金について

前回監査の指摘を受けて、修繕費（修繕引当金）の取扱基準を定め、過去の実績金額をもとに計上することとして是正措置としている。

この基準に基づく修繕費の見積金額の算定については一定の根拠はあると考えられるが、その引当金の計上基準については、以下のとおり会計の見地から合理的なものと判断することはできない。

現在の引当金の残高がすでに所要額を超えているとの理由により、当初の数年間には繰入を行わないこととしており、毎期継続した費用の計上がなされていない。

修繕引当金の各期末における所要額は、発電施設別に積み上げられた方法によるものではなく、対象とする6つの発電所間において資金を融通する形で算定しており、平成20年度までの間、引当金の繰入を行わないとしていることから、監査人の試算による所要額より約2.3億円が引当不足となっている。

修繕引当金については、修繕引当金の対象経費の明確化を図るとともに、施設別の修繕引当金が不足することのないよう、毎年度、大規模修繕の見込み等を加味して施設改良・修繕中長期計画の見直しを行っています。

7-3-3 財団法人北海道公営企業振興協会の会計処理について

2 退職給与引当金について

協会は、是正措置の中で平成14年度から期末要支給額計上方式に変更することとしているが、現在の退職給与引当金の残高は、いまだに期末要支給額より多い状況であり、適切な措置が求められる。

退職給与引当金の積算方法は、適当とされる期末要支給額計上方法を平成14年度より採用したが、退職給与引当金残高が期末要支給額を超過していたことから、平成17年度までの間積み立てを停止し、超過の解消を図りました。

なお、平成18年度からは、期末要支給額の不足額の積立を行っております。

7-3-5 各事業共通の事項について

3 退職給与引当金について

前回監査の是正措置において、料金算定への影響も考慮して将来10年間に必要と見込まれる退職給与金総額を均等割した金額を単年度に計上する方法を採用することとしているが、この計上方法では、監査で指摘された事項の是正とは言えない。

料金算定への影響を考慮しても企業会計を適用する企業局の事業については正規の会計処理を行うべきであり、事業の健全化の大きな要因でもある退職引当金の増額について料金改定時に電気の卸供給先や工水ユーザーと粘り強く交渉を行うなどして、適正な会計処理を行うことが求められる。

退職金の一般会計等との負担の関係については、人事異動が双方向で行われており、将来の退職給付引当金額を厳密に見積もることは困難であること、また、事業会計間や年度間の格差が生じユーザーの不利益に繋がることから、今後、総務省における地方公営企業会計制度研究会の報告等を勘案したうえで、検討を進めることとしています。

なお、期末要支給額方式の処理を行った場合、料金などへの影響が大きいことから、現在、向こう10年間の支給見込額を基本に引当を行っています。

7-3-7 監査結果のまとめ

前回監査で指摘された事項で未措置のものは以下のとおりである。

<p>電気事業に関する点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シューパロダムの発電所建設計画に係る建設仮勘定とその投資計画に関しては、すでにシューパロダム建設計画が大幅に遅れていることから、今後のダム基本協定の見直し後、速やかに、長期的な収支予測と計画を立案することが必要である。 	<p>22年度以降の電気事業のあり方が不透明であったためシューパロ発電所及び電気事業全体の収支予測を行えない状況でありましたが、電力会社との間で平成22年度以降10カ年の基本契約を締結したこと、また、平成21年7月8日付で「公営企業の経営にあたっての留意事項」が国から通知され、各公営企業において収支計画を含めた「経営計画」を策定することが示されたことから、収支予測等を作成することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金について、現在の総括原価方式が継続するにしても、コスト削減に努めなければ、契約単価次第で将来的には資金不足になることも想定されること。また、電力自由化により電力料金の値下げ圧力が強まることから、関係法令等の制約から業務のすべてを委託できるわけではないが、可能な限り業務を外部委託することが必要である。 	<p>コストの削減については、16年度に「経営努力目標」の設定を行い、この目標の達成に向けて、管理事務所の統合、アウトソーシング、諸経費の削減など、経費削減に向けた具体的な推進方策の検討を行い、その結果を毎年度の予算編成や組織機構の見直しに反映させることとしております。</p> <p>業務委託については、費用対効果、緊急時の体制などを含め、組織機構の見直しを図る中で段階的な委託化の検討を行っており、平成18年度に発電中央制御にかかる業務を委託したほか、平成19年度には天塩川・鷹泊の両発電管理事務所の統合を行い、併せて、岩尾内発電所・ポンテシオダムの保守管理業務の委託を行うなど、更なるコストの削減に努めております。</p>
<p>工業用水道事業に関する点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫東工水に対する一般会計からの長期借入金は、ダム負担金の支払に充てられているが、その長期借入金の利息について未払計上する必要がある。また、そのダム負担金の還付を国に求めるにしても、還付決定までには相当の時間がかかると予想される。還付決定までのコストは道民の負担となるため、これらの状況を道議会等に説明し、還付決定した場合には苫東工水の建設仮勘定の損失処理も速やかに行う必要がある。 	<p>一般会計からの長期借入金については、平成18年度の経営健全化計画に基づき、その元利金は未稼働資産として整理したところでありますが、一部対象外となった長期借入金に係る元利金については、経営健全化計画期間に整理することができないため、黒字化の達成後に指摘の点も踏まえて利息の未払い計上を行っております。</p> <p>また、ダム負担金については平成18年に還付額が確定し、これを受け苫東工水の建設仮勘定の損失処理を含む予算について、平成18年第4回北海道議会の議決を得ており、その財務内容等については北海道企業局内のホームページなどにおいて公表しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 石狩工水における将来予測については、取り巻く環境が極めて厳しい中で毎年需要想定の達成状況を把握し、随時見直していくことが必要である。また、今後長期に渡り一般会計から多額の支援がなければ運営が行えない収支構造であるが、それは直接道民の利益につながらないので、道議会等から意見を聴取して運営していかねばならない。 	<p>石狩工水の経営健全化を図るためには、当地域の需要の開拓は極めて重要であることから、平成14年度に「工業用水需要開拓促進委員会」を設置し、毎年度当初に策定する需要開拓促進年間行動計画により、企業訪問や広報などの営業活動に取り組みできており、平成18年1月には、企業誘致担当部や関係団体を加え組織を拡大し、活動の充実・強化を図っております。今後も、需要想定との達成状況の把握に努め、企業誘致担当部等と連携しながら、積極的に需要開拓行動に取り組むとともに、石狩工水の経営状況等について、道議会へ報告や情報公開を行い、道民の理解を得ながら事業を行って参ります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度の工業用水道別損益計算における人件費の按分が妥当性を欠くものとなっており、それが料金単価にも影響を及ぼすので、合理的な按分基準の見直しが必要である。 	<p>一般管理費等の共通経費に係る各工水負担割合については、施設の給水能力を基本として按分しております。</p> <p>苫小牧地区における負担方法については、苫小牧地区の受水企業で構成する運営協議会等の検討結果等を踏まえながら、施設の運営方法などにあわせて按分基準の見直しを行っており、平成19年度の苫二、苫東工水の事業統合により、苫一工水と苫二東工水の給水能力による按分を基本としたところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 各工水についての修繕引当金について合理的な修繕負担額を見積り計上し、引当不足額が生じないようにする必要がある。 	<p>修繕引当金については、平成21年度当初予算編成から修繕費（修繕引当金）の取扱の基準を定めており、修繕引当金の対象経費の明確化を図るとともに、施設別の修繕引当金が不足することのないよう、毎年度、大規模修繕の見込み等を加味して施設改良・修繕中長期計画の見直しを行っています。</p>
<p>工業用水道事業に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 苫東工水と苫二工水は統合することとしているが、苫一工水と苫二工水における給水実態と給水料金の矛盾の解消が必要であり、そのためには段階的に料金単価の差をなくし、将来的には苫一工水と苫二水の一元管理を行うことで、より効率的な運営が可能となっていくものと考えられる。 	<p>苫東工水については、平成18年度に未稼働資産を整理のうえ営業を廃止し、平成19年度から苫東工水の給水を苫二工水に引き継ぎ、苫二東工水として事業を実施しております。</p> <p>また、苫小牧工水の一元化については、平成17年から苫小牧地区の受水企業で構成する苫小牧地区工業用水道運営協議会等において、平成23年度からの事業統合に向けて協議を行っています。</p>
<p>各事業共通の事項に関する監査の結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業債利息は、期間の経過に従って計上される発生主義による必要がある。現在は、現金主義によっており、修正が必要である（電気事業については是正済みである）。 	<p>工業用水道事業会計の利息支払日から年度末までの期間の負担とすべき支払い利息については発生主義によることとし、平成20年度の最終補正で未払費用として計上しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事務職員の退職金について、企業局の損益計算の適正の観点から事務職員の在職期間を考慮し、一般会計との負担割合を決定すべきである。 	<p>退職金の一般会計等との負担の関係については、人事異動が双方向で行われており、将来の退職給付引当金額を厳密に見積もることは困難であること、また、事業会計間や年度間の格差が生じユーザーの不利益に繋がることから、今後、総務省における地方公営企業会計制度研究会の報告等を勘案したうえで、検討を進めることとしています。</p> <p>なお、期末要支給額方式の処理を行った場合、料金などへの影響が大きいことから、現在、向こう10年間の支給見込額を基本に引当を行っています。</p>
<p>7-4 外部監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>7-4-1 企業局全体についての今後の課題</p> <p>電気事業及び工業用水道事業については、それぞれ大きな課題や問題を抱えている。</p> <p>電気事業については、平成22年に電力会社との電気受給に関する基本契約が終了するまでに取り</p>	<p>電気事業については、平成22年2月に電力会社との間で平成22年度以降10カ年の基本契約を締結し、発電事業の安定的な経営が図られることとなりました。</p>

組むべき課題と、工業用水道事業においては、国との間における苫東工水及び石狩工水の処理問題がある。

どちらも今後の企業局の経営に多大な影響を与えることが予想されるが、その影響に耐えられる財務体質とするためには、経営管理等を含めた経営全体についての点検が必要である。その点検においては総務省から通知されている「経営の総点検の指針」を含め取り組むべきものとする。

総務省通知についての考え方として、既に平成15年4月に「北海道公営企業経営指針」を取りまとめ、北海道政策評価条例第5条第1項の規定に基づき事業評価調書を作成し、効率的な経営を目指すことになっており、その目的を果たすとしているが、このような事業の評価に当たっては、現実の需要に応じた経営計画を策定した上で予想値との差異の分析を行うことで、将来的に目標達成の可能性について判断すべきであるとする。

苫東工水、石狩工水については、経営健全化対策要領に基づき実施状況を毎年度2回、総務省へ経済部を通じて報告を行っています。

企業局の事業経営の点検については、民間的経営手法の導入促進として、外部委託の拡大に努めているほか、事業計画に対する実施状況について施策評価を行っています。

発電事業については、電力会社と締結している「電力供給契約」に基づき、供給すべき電力である「基準受給電力量」を目標値、実際の発電量を実績値として評価を行い、発電コストの削減度量目標に対する進捗状況を確認し、安定的な供給を確保するとともに、より一層の経営効率化に努めております。

工水事業については、苫小牧東部地区第一工水及び石狩工水における各工水使用企業の推計を基に需要を想定し、平成17年度～26年度までの経営健全化計画を策定しており、これを目標値として評価を行っています。

政策評価の結果は、電気事業の発電量は流入量の変化等により目標を下回り、コストは各種経費削減策の実施にも関わらず、PCB含有不要機器等の処分に経費を要したことから、達成状況は「やや遅れ」と評価しています。

また、工水事業についての政策評価では、経営健全化計画において定めた年次別契約水量について、H20は目標を達成していることから、「達成」と評価しています。

7-4-2 電気事業についての課題（2010年までに財務改善の必要性がある）

1 財務分析について

公営電気事業については、北海道を含め全国的に黒字経営が続いているが、北海道は、他の事業者と比較し契約卸単価が高く、財務状況に関して、資産規模では上位10位に位置している一方で、自己資本構成比率が全国平均の半分以下であり、資金回収の目処である企業債償還額対減価償却額比率は全国平均よりかなり高い。さらに、料金収入に対する企業債支払利息の占める割合も高く、財務的安全性及び投資利益率などから、財務体質に大きな課題があると言わざるを得ない。財務体質の改善が求められる。

コストの削減のため平成16年度に「経営努力目標」を設定し、この努力目標の達成に向けて、管理事務所の統合、アウトソーシング、諸経費の削減などの経費削減に努め、業務の効率化においては全国の公営電気事業者の中でも上位にあり、また、自己資本比率においては平成15年度決算では30.5%であったものが平成20年度決算では46.0%まで向上しました。

なお、平成22年2月、電力会社との間で平成22年度以降10力年の基本契約を締結し、必要な経費に一定の利潤を加えて料金を算定する総括原価方式が採用される卸供給事業者となり、平成22年度以降の経営の安定化が図られたところです。

2 料金算定方式について

健全な財務状況を目指すには、コスト削減についての目標を掲げることも必要であるが、根本的な経営目標としては資本効率性を重視した経営を行わなければならない。

平成22年以降に起こり得る法律等の改正や、経済環境の変化等に対応するため、今後は財務体質

コストの削減のため平成16年度に「経営努力目標」を設定し、この努力目標の達成に向けて、管理事務所の統合、アウトソーシング、諸経費の削減などの経費削減に努め、業務の効率化においては全国の公営電気事業者の中でも上位にあり、また、自己資本比率においては平成15年度決算で

の強化に努める必要があると考える。

は 30.5%であったものが平成20年度決算では46.0%まで向上しました。

なお、平成22年2月、電力会社との間で平成22年度以降10力年の基本契約を締結し、必要な経費に一定の利潤を加えて料金を算定する総括原価方式が採用される卸供給事業者となり、平成22年度以降の経営の安定化が図られたところですが、高金利の企業債の償還に向け、公営電気事業経営者会議（平成17年1月）、地方公営企業連絡協議会（平成18年11月）などを通じて、国に借換制度を要請するなど、引き続き取り組んで参ります。

7-4-3 工業用水道事業についての問題（2005年において工水施設が処理スキームとおり行われるか否か）

北海道は、工業用水道事業について平成15年1月に国の「工業用水道事業未稼働資産等整理経営健全化対策措置要領」に基づく指定を受け、経営健全化計画を策定したが、その中で最大の問題は平成17年（2005年）度中に苫東工水と石狩工水の未稼働資産等の整理が行われるか否かである。前回監査でこの処理に関して指摘事項とされているが、まだその指摘事項については是正措置は出されていない状況である。

処理スキームは、まだ交渉の段階であり、実際に結論が出るまでは、処理金額は確定しない。いずれにしても、一般会計からの支援が必要であり、国との交渉を速やかに行い、可能な限り北海道の負担を減らすよう検討すべきであると考え

る。苫東工水と石狩工水の未稼働資産等の整理については、平成19年7月の国のダム基本計画変更を受け、平成18年度、平成19年度の2箇年で、全ての未稼働資産整理を完了しました。

当初予定した平成17年度から処理年度はのびることとなりましたが、資産整理時期の変更について総務省の了解を受けたことから、平成17年度における転貸債（未稼働資産等の整理が終了するまでの資金不足分の貸付金の財源であり、支払利息の1/2について特別交付税が措置される）の発行が認められるなど、この間の道負担軽減を図っております。

7-4-4 工業用水道事業の財務状況

石狩工水については、単独で運営していくことは困難であり、未稼働資産等の整理とともに抜本的に経営改革が必要であると思われる。

苫東工水と石狩工水の処理に係る一般会計の負担合計が約200億円（うち健全化対象合計95億円の2分の1が交付税の財源措置がある）と見込まれている。さらに石狩工水においては、処理を行った後継続して事業を行った場合、施設単独の黒字化は、平成37年まで見込まれず、それまで一般会計から支援を行うこととしている。

これらの内容については前回監査でも指摘事項となっており、道民の理解を得るため、積極的な財務内容についての情報公開が必要である。

石狩工水については、H15.1.30に国から経営健全化対策実施団体の指定を受けて策定した経営健全化計画に基づき、平成18年度に未稼働資産の整理を行い、一般会計からの支援を受けながら平成18年度～26年度までの経営健全化計画内に工業用水道事業全体の黒字化を図ることとしております。

経営健全化団体の申し出に当たっては、平成14年第4回定例道議会において経営健全化計画の概要を説明し、理解を得て進めてきており、その後の経営状況についても議会報告を行っているほか、北海道企業局のホームページ内で財務内容について公表しております。

今後とも情報公開の充実につとめるなど、道民の理解を得て事業を進めて参ります。